

贈与年に贈与者の相続が開始した場合の取り扱いについて

《認定要件の特例》

● 贈与した年に贈与者の相続が開始した場合の認定については、下記のように取り扱います。

○ 相続又は遺贈により取得したものとみなす

贈与の日の属する年に贈与者の相続が開始した場合で、当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第19条等の規定の適用を受けるときは、贈与株式等が贈与税の課税価格に算入されないため、贈与税の納税猶予の前提となる贈与認定中小企業者（※1）の認定の対象になりません（相続税法第21条の2第4項、第28条第4項）。

他方で、相続税の課税価格に算入されるため、相続税の納税猶予の前提となる相続認定中小企業者（※2）としての認定の対象となります。

つまり、株式の贈与をした年に、贈与者の相続が開始し、贈与者から後継者に対して当該株式以外の資産の相続又は遺贈があった場合には、相続認定中小企業者の認定の対象となります。

一方、当該相続又は遺贈により財産を取得しない場合には、相続税法第19条等の規定の適用はありませんので、贈与税の課税対象となることから、贈与認定中小企業者の認定の対象となります。

★ 贈与税の対象となるか相続税の対象となるかは、税理士又は税務署等にご確認ください。

※1

贈与認定中小企業者とは、第一種特別贈与認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者を総称しております。

※2

相続認定中小企業者とは、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例相続認定中小企業者を総称しております。

受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合の取扱いについて

《認定要件の特例》

●受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合の認定については、下記のように取り扱います。

○受贈者が死亡した場合にその相続人が受けられる認定

後継者（受贈者）が贈与税の申告期限前に死亡した場合には、後継者（受贈者）の相続人が贈与税の申告を行うこととなります（相続税法第28条第2項第1号の規定により準用される第27条第2項）。

このことを踏まえて、贈与税の納税猶予制度の対象となり得る株式等の贈与を受けた者（後継者（2代目））が都道府県知事の認定を受ける前に死亡した場合（施行規則第6条第1項第7号、第9号、第11号、第13号の事由に該当している場合に限り）には、当該後継者（2代目）から相続又は遺贈により当該株式等を取得した代表者（後継者の後継者（3代目））について、施行規則第6条第1項第8号、第10号、第12号、第14号の事由により認定を受けることができるときに限り、後継者の株式等の取得に関し、第7号、第9号、第11号、第13号の事由に係る認定も受けることができます。

相続人が相続税の申告期限前に死亡した場合の取扱いについて

《認定要件の特例》

●相続人が相続税の申告期限前に死亡した場合の認定については、下記のように取り扱います。

○相続人が死亡した場合にその相続人が受けられる認定

相続人が相続税の申告期限前に死亡した場合には、当該相続人の相続人が相続税の申告を行うこととなります（相続税法第27条第2項）。

このことを踏まえて、相続税の納税猶予制度の対象となり得る株式等を相続又は遺贈により取得した者（第一次経営承継相続人（2代目））が都道府県知事の認定を受ける前に死亡した場合（施行規則第6条第1項第8号、第10号、第12号、第14号の事由に該当している場合に限る。）には、当該第一次経営承継相続人から相続又は遺贈により当該株式等を取得した代表者（第二次経営承継相続人（3代目））について、施行規則第6条第1項第8号、第10号、第12号、第14号の事由により認定を受けることができるときに限り、第一次経営承継相続人の株式等の取得に関し、同様に認定を受けることができることとしています。